

モデルルートを選定について

1. モデルルートを選定について

(1) モデルルートを選定の考え方について

北海道におけるシーニックバイウェイ制度（仮称）の理念は、沿道景観・地域資源の保全・活用や 地域住民の主体的参加による地域の活動である。本委員会では、モデルルートを設定し、今後の制度導入に向けた課題・対応・評価の検討を行うこととする。なお、モデルルートを選定にあたっては、以下の3つの視点によりモデルルートを選定することとする。

沿道景観・地域資源が多様である。

沿道景観・地域資源を保全・活用するために、積極的な地域の活動が期待できる。

観光交通および観光客入込が顕著に多く、検証に適している。

(2)選定理由(案)

当委員会では、モデルルートを3つの視点に基づいて、試行的に以下の2ルートを選定する。

千歳～ニセコルート(千歳市周辺からニセコ周辺に至る地域)

千歳～ニセコルートは、支笏湖や洞爺湖、羊蹄山と緑豊かな森があたりを覆う北海道らしい雄大な自然景観を有する地域である。また、温泉やラフティングをはじめ観光資源も豊かな地域である。この地域には、毎年約2千万人も観光客が訪れ、北海道でも屈指の観光地である。

さらに、この地域では、数多くの住民団体が住民活動に参加し、綺羅街道をはじめとした沿道景観づくりにも積極的に取り組んでいる。

したがって、千歳～ニセコルートは、3つの視点を十分に満たし、本委員会が制度導入にあたっての課題等を検証可能な地域であると判断し、「北海道におけるシーニックバイウェイ制度(仮称)モデルルート」に選定することとする。

旭川～占冠ルート(旭川市周辺から占冠村周辺に至る地域)

旭川～占冠ルートは、美瑛の田園風景や富良野のラベンダー畑をはじめとすると田園風景と背後にそびえる大雪連峰の山々が一体となった北海道らしい自然と調和した優れた景観を有する地域である。また、テレビドラマの舞台となったことや地域特産品製造の体験観光など観光資源も豊かな地域である。この地域には、毎年約1千万人も観光客が訪れ、北海道を代表する観光地である。

さらに、この地域では、北海道が中心となって「花人街道」景観形成事業が平成6年から行われ、長年にわたって沿道景観づくりに取り組んでいる。

したがって、旭川～占冠ルートは、3つの視点を十分に満たし、本委員会が制度導入にあたっての課題等を検証可能な地域であると判断し、「北海道におけるシーニックバイウェイ制度(仮称)モデルルート」に選定することとする。

なお、今後、他地域の状況も踏まえつつ、モデルルート数については検討していく。

2)沿道景観・地域資源

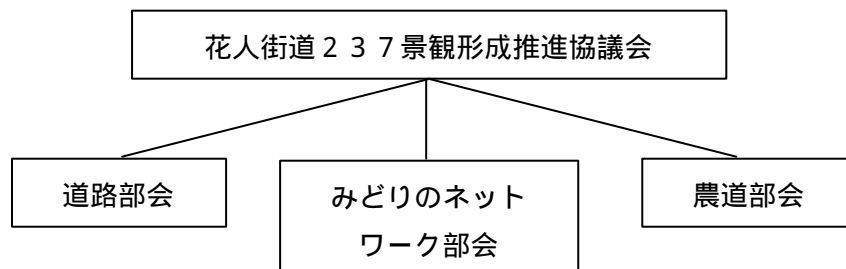
千歳～ニセコルート	旭川～占冠ルート
<p>羊蹄山</p> 	<p>パッチワークの丘</p> 
<p>有珠山</p> 	<p>ラベンダー畑</p> 
<p>支笏湖</p> 	<p>大雪山国立公園</p> 
<p>有島記念館</p> 	<p>乳製品の製造体験</p> 
<p>昭和新山国際雪合戦</p> 	<p>テレビドラマの収録地（麓郷の森周辺）</p> 

3) 地域固有資源保全・活用の取り組み

花人街道 237 では、北海道が中心となって平成 6 年より北海道景観形成推進事業モデル観光ルートとして、観光ルート整備に注力してきた。平成 8 年には沿道景観形成ガイドプランを作成するなど景観づくりに積極的に取り組んできた。

平成 6 年度 北海道景観形成推進事業 モデル観光ルートに指定

平成 8 年度 沿道景観形成ガイドプランの策定



4) 観光特性

千歳～ニセコルートは、毎年 2 千万人程度の観光客を迎えている。平成 12 年の有珠山の噴火により近年には 2 千万人を切っているものの、平成 13 年には増加傾向となっている。また、旭川～占冠ルートでは毎年 1 千万人程度の観光客を迎えており、横這いの傾向にある。

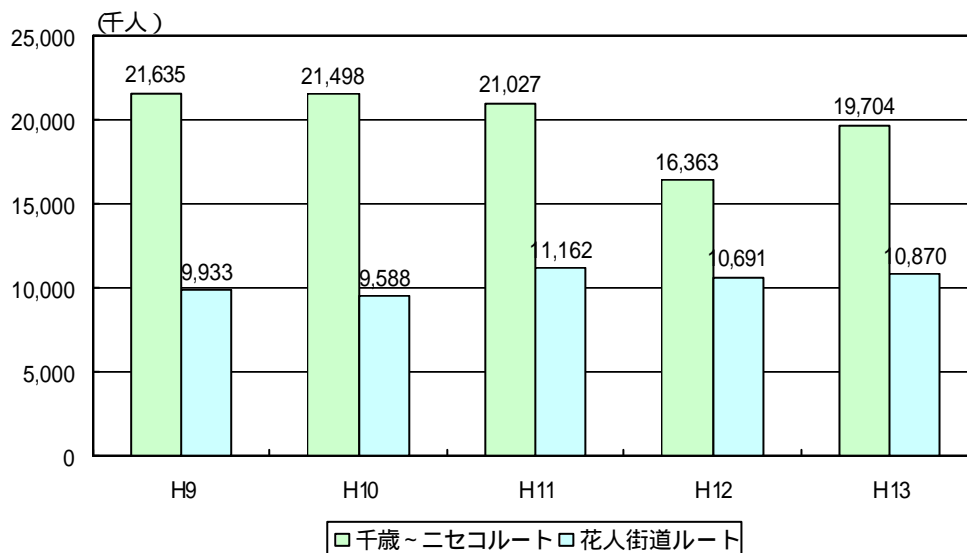


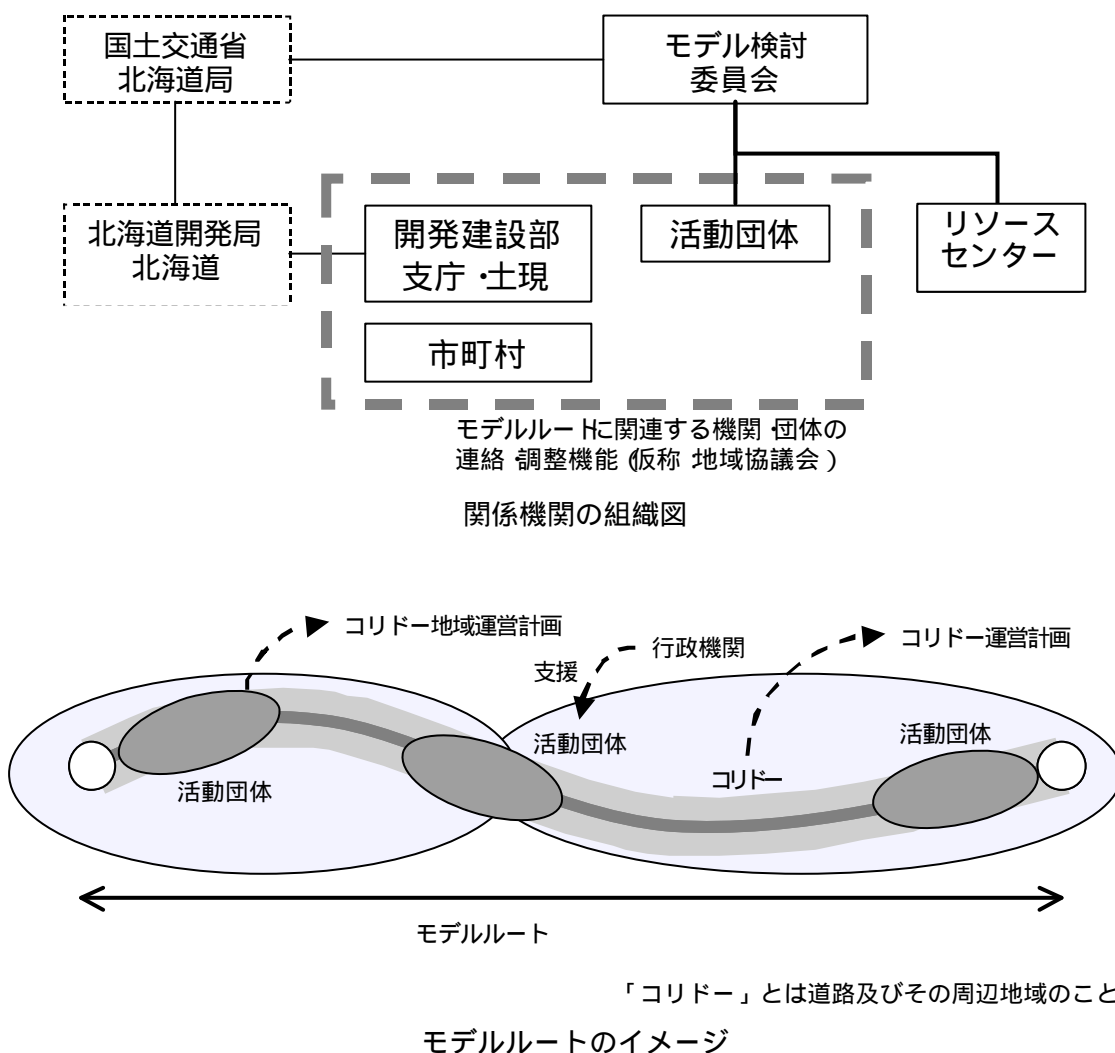
図 モデルルートの観光客入込数の推移 / 北海道経済部資料より

2. モデルルートにおける実施（案）について

(1) モデルルートにおける実施体制（案）

モデルルートでは、活動団体と現地行政機関が連携し、沿道景観や地域資源の保全・活用に関わる取り組みを実施するために、以下のような実施体制で試行することとする。

モデルルート実施体制（案）



各機関の役割と活動

1)北海道におけるシーニックバイウェイ制度モデル検討委員会

- ・モデルルートを選定
- ・活動団体の認定
- ・モデルルートにおける制度導入の課題・対応・評価の検討

2)活動団体

- ・美しい沿道づくり（道路清掃管理、沿道緑化、景観阻害物等の点検・改善への取り組みなど）
- ・地域資源の保全・活用に関わる調査・計画の立案
- ・地域資源の保全・活用に関わる事業の実施（体験型メニュー企画、観光ポイントづくり、観光情報等の収集・提供など）
- ・集客イベント等の開催

3)リソースセンター

- ・事業の計画や実施運営体制づくりなどに必要な技術や知識についての助言
- ・ホームページやパンフレットの作成など、モデルルートおよび実施活動についてプロモーションを推進します。
- ・セミナー等による地域の人材育成事業に対するアドバイザー派遣等。

4)北海道開発局・北海道などの関係機関

道路管理者が行う事業

- ・景観整備事業（まちなみ環境整備、電線共同溝整備、沿道緑化、路肩修景など）
- ・交通安全対策事業（防護柵、交差点改良、休憩施設、線形改良等）
- ・ビューポイントにおける駐車場整備
- ・情報提供（案内標識、「道の駅」における情報提供、HPによる情報提供等）

関連行政機関が実施する事業

- ・景観条例の制定や屋外広告物規制（北海道、市町村）
- ・沿道景観整備に伴う関連事業（農業、林野等）
- ・広報等利用促進に資する事業
- ・NPO 立ち上がり支援などの助成制度

5)地域協議会（仮称）（開発建設部・支庁・土現・市町村、活動団体）

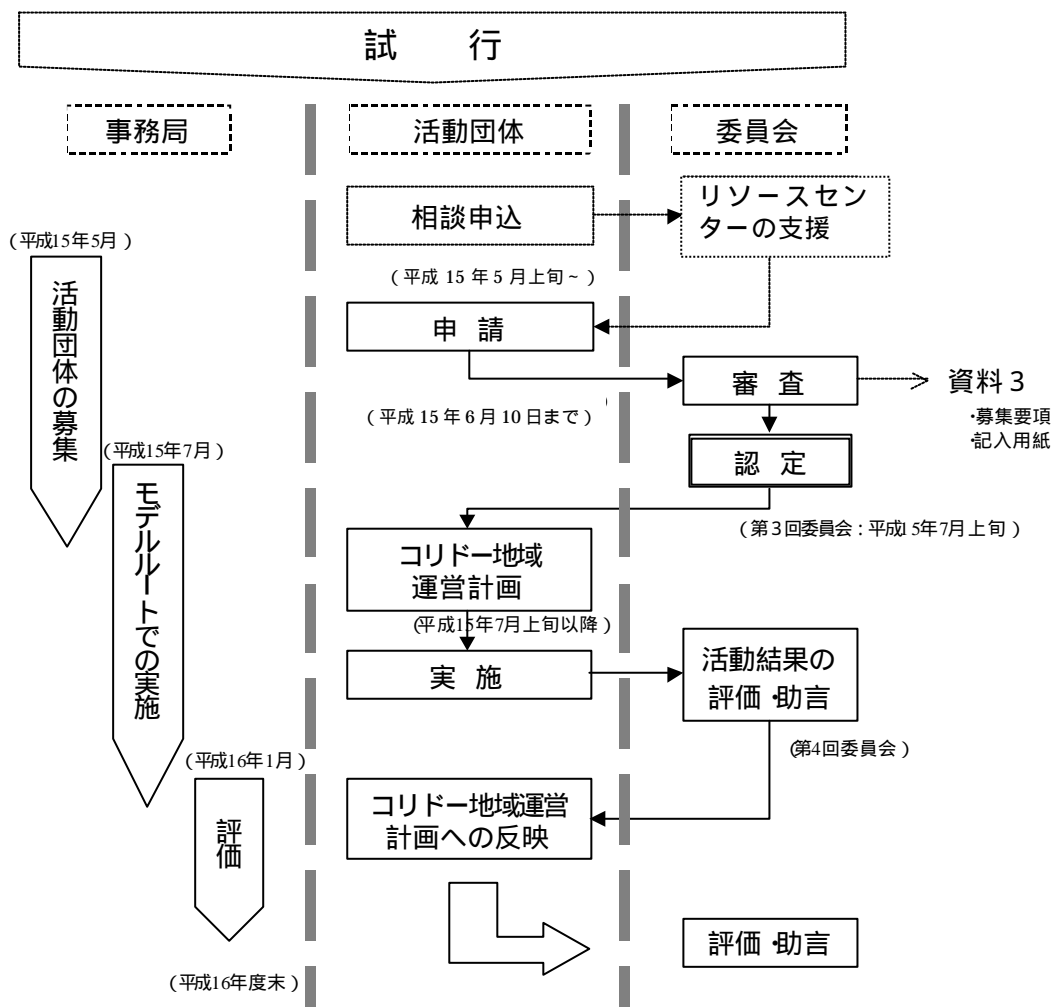
- ・地域協議会（仮称）の設置などによる連絡、調整
- ・モデルルートのコリドー運営計画の立案

「コリドー」とは道路及びその周辺地域のこと、コリドー（地域）運営計画は、モデルルートにおける沿道景観・地域資源の概要およびその保全・活用計画のこと

(2)モデルルートでの実施の流れ(案)

モデルルートでは、活動団体と現地行政機関が連携し、沿道景観や地域資源の保全・活用に関わる取り組みを実施するために、以下のような流れで試行することとする。

モデルルートの選定以降、活動団体の募集し、審査・認定を経て、活動団体がコリドー地域運営計画を策定する。活動団体は、このコリドー地域運営計画に基づいて、沿道景観・地域資源の保全・活用に関わる活動を行う。委員会では、これらの実施結果を評価し、その助言を行うものである。



類似施策による選定方法の概要

	日本の道100選	「歴史国道」事業	重要伝統的建造物群	北海道遺産
主催	国土交通省	国土交通省	文部科学省 / 文化庁	北海道遺産構想 推進委員会
趣旨	「道の日」制定（昭和61年度）を記念し、日本の特色である優れた道路を選定・顕彰することによって、道路の意義・重要性に対する国民の関心と道路愛護の精神を高める。	歴史上、広域的な道路として利用され、国として特に重要な歴史的・文化的価値を有する道路について、その整備、保存、復元及び活用を図るものである。	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。（文化財保護法第一条）	北海道の豊かな自然やそこに住む人々によって築き上げられてきた文化や産業、生活など様々な価値の中から、北海道独自の視点と道民参加で選ぶ、次世代に引き継ぎたい有形・無形の財産が北海道遺産であり、それらを掘り起こし、守り育て、引き継いでいくことを通じて、新しい魅力を持った北海道づくりを進める。
選定対象		各地の道路管理者、民間団体、教育委員会等の関係機関と協力し、選定箇所の抽出、整備方針の策定を行った。	「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するための地区であり、市町村が都市計画法に則り定める地区。	キャンペーンなどで寄せられた貴重な地域資源としての北海道遺産の対象となるもの
選定基準または、選定方法	（昭和61年度） 歴史を変わる、ぜひ長く守っていききたい道路（歴史性） 地域の内外から親しまれ愛されている道路（親愛性） （昭和62年度） 優れた環境のもとで美しい景観を持つ道路（美観性） 周辺環境と調和し、機能と活力にあふれた道路（機動性） 都道府県が三道を推薦し、「日本の道100選」選定委員会が選定した。	「歴史的な道の整備と活用に関する委員会」（座長：堺屋太一氏）において、選定箇所の抽出、整備方針の策定をした。 歴史・文化を活かした地域づくりに資する道路 江戸時代以前に広域的な道路ネットワークを形成していた道路 一里塚、関所、並木、宿場などの歴史的な面影している道路	伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの ・伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの ・伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの ・伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの	客観的評価基準項目 1) 学術的価値 2) 美的価値 3) アプローチ価値 4) 利用価値 主観的評価基準項目 1) 思い入れ価値 各基準項目による評価に当たっては <u>北海道らしさ</u> の視点に考慮する。 ・北海道にしかないもの ・北海道のこだわりを感じさせるもの ・北海道の特色を雄弁に語るもの
根拠法等	特になし	「歴史国道」整備事業実施要綱（平成7年6月9日） 建設省道整発第1号）	文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号） 重要伝統的建造物群保存地区選定基準（昭和50年11月20日 文部省告示第157号）	特になし

1)日本の道100選

主催 国土交通省

趣旨

「道の日」制定（昭和61年度）を記念誌、日本の特色である優れた道路を選定・顕彰することによって、道路の意義・重要性に対する国民の関心と道路愛護の精神を高める。

選定対象（テーマ等）

（昭和61年度）

歴史を変わる、ぜひ長く守っていききたい道路（歴史性）

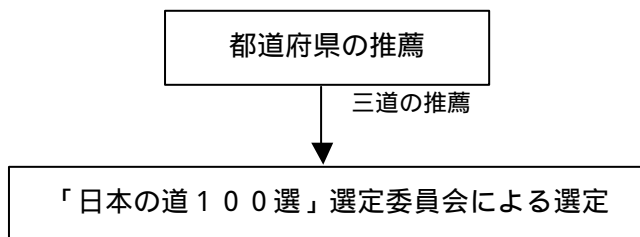
地域の内外から親しまれ愛されている道路（親愛性）

（昭和62年度）

優れた環境のもとで美しい景観を持つ道路（美観性）

周辺環境と調和し、機能と活力にあふれた道路（機動性）

選定基準または、選定方法



「日本の道100選」選定委員会渡辺文雄（俳優）

齊藤茂太（旅行作家協会会長）

尾之内由紀夫（道の日実行委員会会長）

北村廣太郎（建設省都市局長）

鈴木道雄（建設省道路局長）

根拠法等

特になし

2) 「歴史国道」事業

主催 国土交通省

趣旨

歴史上、広域的な道路として利用され、国として特に重要な歴史的・文化的価値を有する道路について、その整備、保存、復元及び活用を図るものである。

選定対象（テーマ等）

各地の道路管理者、民間団体、教育委員会等の関係機関と協力し、選定箇所の抽出、整備方針の策定を行う。

選定基準または、選定方法

「歴史的な道の整備と活用に関する委員会」（座長：堺屋太一氏）において、選定箇所の抽出、整備方針の策定した。

地域において歴史・文化を活かした地域づくりの構想などがあり、歴史的な道の整備にあわせて、地元による各種の関連施設が確実に行われ、地域の活性化に資するものであること。

文献などにより歴史的な評価が定まっており、原則として江戸時代以前において広域的な道路ネットワークを形成していた道路の一部であるなど、地域間の交流に重要な役割を果たしていたことが明らかであること。

一里塚、関所、並木、宿場などの歴史的な面影を一定の延長以上にわたって残していること。

根拠法等

「歴史国道」整備事業実施要綱（平成7年6月9日、建設省道整発第1号）

3)重要伝統的建造物群

主催 文部科学省 / 文化庁

趣旨

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。(文化財保護法第一条)

選定対象(テーマ等)

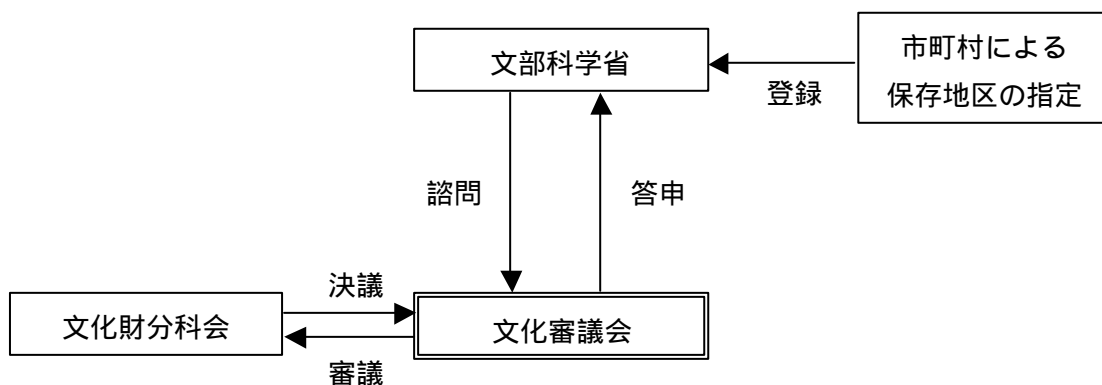
「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するための地区であり、市町村が都市計画法に則り定める地区。

選定基準または、選定方法

・重要伝統的建造物群保存地区選定基準(昭和50年11月20日 文部省告示第157号)

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの



根拠法等

文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)

重要伝統的建造物群保存地区選定基準(昭和50年11月20日 文部省告示第157号)

指定の現状

	合計保存地区数
重要伝統的建造物群保存地区 (市町村数)	61 (55)

4)北海道遺産

主催 北海道遺産構想推進委員会

趣旨

北海道の豊かな自然やそこに住む人々によって築き上げられてきた文化や産業、生活など様々な価値の中から、北海道独自の視点と道民参加で選ぶ、次世代に引き継ぎたい有形・無形の財産が北海道遺産であり、それらを掘り起こし、守り育て、引き継いでいくことを通じて、新しい魅力を持った北海道づくりを進める。

選定対象（テーマ等）

キャンペーンなどで寄せられた貴重な地域資源としての北海道遺産の対象となるもの
選定基準または、選定方法

評価基準

- ・客観的評価基準項目
 - 1) 学術的価値：学術的価値の高さ度
 - 2) 美的価値
 -) 景観価値：それ自体の景観、周囲の景観とのマッチ度
 -) デザイン価値：デザインの素晴らしさ度
 - 3) アプローチ価値：アプローチのしやすさ度
 - 4) 利用価値：眺める以外の利用方法度
- ・主観的評価基準項目
 - 1) 思い入れ価値：残しておきたい気持ち度
- ・各基準項目による評価に当たっては北海道らしさの視点に考慮する。
 - ・ 北海道にしかないもの
 - ・ 北海道のこだわりを感じさせるもの
 - ・ 北海道の特色を雄弁に語るもの

具体的な作業の進め方

《第1段階》

評価基準で「高い」とされたものを第1候補とする



分野ごとの評価基準と分野共通の視点である「北海道らしさ」を適用し、それぞれの分野で「高い」と評価されたものを絞り込む。
分野を跨ぐものについては、跨ぐ分野の基準も適用する。

《第2段階》

道民意見 / 現地調査



道民意見や現地調査などにより多面的評価を通じて、さらに絞り込む。

《第3段階》

点数評価 ・ 総合的な検討



絞り込まれたものについて点数評価を行い、高得点のものについて、総合的な検討を行い、北海道遺産を選定する。

